

### (法人税法の一部改正)

第三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

### 目次

第一編 総則	第一章 通則（第一条～第三条）
第二章 納税義務者（第四条）	第二章の二 法人課税信託（第四条の一～第四条の四）
第三章 課税所得等の範囲等	第二章の三 法人課税信託（第四条の六～第四条の八）
第一節 課税所得等の範囲（第五条～第九条）	第三章 同上
第二節 課税所得の範囲の変更等（第十条）	第二編 同上
第四章 所得の帰属に関する通則（第十一条・第十二条）	第一章 同上
第五章 事業年度等（第十三条～第十五条）	第二節 同上
第六章 納税地（第十六条～第二十条）	第三節 同上
第二編 内国法人の法人税	連続納税義務者（第四条の二～第四条の五）
第一章 各事業年度の所得に対する法人税	第二章 同上
第一節 課税標準及びその計算	第二章の二 法人課税信託（第四条の六～第四条の八）
第一款 課税標準（第二十一条）	第三章 同上
第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則（第二十二条）	第二編 同上
第三款 益金の額の計算	第一章 同上
第一目 収益の額（第二十二条の二）	第二節 同上
第二目 受取配当等（第二十三条～第二十四条）	第三款 同上
第二目 資産の評価益（第二十五条）	第一款 同上
第三目 受贈益（第二十五条の二）	第二款 同上
第四目 還付金等（第二十六条～第二十八条）	第三款 同上
第四款 損金の額の計算	第一目 同上
第一目 資産の評価及び償却費（第二十九条～第三十二条）	第二目 同上
第二目 資産の評価損（第三十三条）	第三目 同上
第三目 役員の給与等（第三十四条～第三十六条）	第四目 同上
第四目 寄附金（第三十七条）	第四款 同上
第五目 租税公課等（第三十八条～第四十一条の二）	上

### 目次

第一編 同上	第一章 同上	第二編 同上	第三章 同上
第二章 同上	第二節 同上	第四章 同上	第五章 事業年度等（第十三条～第十五条の二）
第三章 同上	第三款 同上	第六章 同上	第六章 同上
第四章 同上	第一款 同上	第七章 同上	第七章 同上
第五章 同上	第二款 同上	第八章 同上	第八章 同上
第六章 同上	第三款 同上	第九章 同上	第九章 同上
第七章 同上	第四款 同上	第十章 同上	第十章 同上
第八章 同上	上	上	上

第六目	圧縮記帳（第四十二条—第五十一条）	第六目	同上
第七目	貸倒引当金（第五十二条・第五十三条）	第七目	同上
第七目の二	譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十四条 ・第五十四条の二）	第七目の二	同上
第七目の三	不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六 条）	第七目の三	同上
第八目	繰越欠損金（第五十七条—第五十九条）	第八目	同上
第九目	契約者配当等（第六十条・第六十条の二）	第九目	同上
第十目	特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲 渡等損失額（第六十条の三）	第十目	同上
第五款	利益の額又は損失の額の計算	第五款	同上
第一目	短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一 一条）	第一目	同上
第二目	デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（ 第六十一条の五）	第二目	同上
第三目	ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第 六十一条の六・第六十一条の七）	第三目	同上
第四目	外貨建取引の換算等（第六十一条の八—第六十一条の 十）	第四目	同上
第五目	完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一 条の十一）	第五目	連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一 条の十一・第六十一条の十二）
第六款	組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条—第六 十二条の九）	第六款	同上
第七款	収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六 十四条）	第七款	同上
第八款	リース取引（第六十四条の二）	第八款	同上
第九款	法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三 ）	第九款	同上
第十款	公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の ）	第十款	同上

第六目	同上
第七目	同上
第七目の二	同上
第七目の三	同上
第八目	同上
第九目	同上
第十目	同上

計算（第六十四条の四）

第一款 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第一目 損益通算及び欠損金の通算（第六十四条の五—第六十  
四条の八）

第二目 損益通算及び欠損金の通算（第六十四条の九・第六十四  
条の十）

第三目 資産の時価評価等（第六十四条の十一—第六十四条の  
十四）

第十二款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第二節 税額の計算

第一款 中間申告（第七十一条—第七十三条）

第二款 税額控除（第六十八条—第七十条の二）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 税率（第六十六条・第六十七条）

第二款 確定申告（第七十四条—第七十五条の三）

第三款 電子情報処理組織による申告の特例（第七十五条の  
二）

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第七十五条の  
二）

第三款 納付（第七十六条・第七十七条）

第四款 還付（第七十八条—第八十一条）

第五款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第二節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第一節 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第八十一条）

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の  
二）

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）

第二目 受取配当等（第八十一条の四）

第三目 外国税額等（第八十一条の五・第八十一条の五の二）

第四目 寄附金（第八十一条の六）

第五目 所得税額等（第八十一条の七—第八十一条の八の二）

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

**第四款** 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十二）

第一節 同上

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四—第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九—第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二—第八十一条の二十一）

四)

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第八十一条の二十四の二・第八十一条の二十四の三）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六—第八十一条の二十八）

第五款 還付（第八十一条の二十九—第八十一条の三十一）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三編 同上

第二節 同上

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条—第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条—第一百二十条）

第四章 青色申告（第一百二十一条—第一百二十八条）

第五章 更正及び決定（第一百二十九条—第一百三十七条）

第六章 外国法人の法人税

第七章 国内源泉所得（第一百三十八条—第一百四十条）

第八章 各事業年度の所得に対する法人税

第九章 課税標準及びその計算

第十章 課税標準（第一百四十二条）

第十一章 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第一百四十一条）

第十二章 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条）

第十三章 税額の計算（第一百四十三条—第一百四十四条の二の三）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第一百四十四条の三—第一百四十四条の五）

第二款 確定申告（第一百四十四条の六—第一百四十四条の八）

第三款 納付（第一百四十四条の九・第一百四十四条の十）

第四款 還付（第一百四十四条の十一—第一百四十四条の十三）

第五款 更正の請求の特例（第一百四十五条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二・第一百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）

第四章 青色申告（第一百四十六条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第一百四十六条の二）

第六章 更正及び決定（第一百四十七条—第一百四十七条の四）

第四編 雜則（第一百四十八条—第一百五十八条）

第五編 罰則（第一百五十九条—第一百六十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（十二の六）省略

十二の六の七 通算親法人 第六十四条の九第一項（通算承認）に規定する親法人であつて同項の規定による承認を受けたものをいう。

十二の七 通算子法人 第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人であつて同条第一項の規定による承認を受けたものをいう。

十二の七の二 通算法人 通算親法人及び通算子法人をいう。

十二の七の三（十二の七の六）省略

十二の七の七 通算完全支配関係 通算親法人と通算子法人との間の完全支配関係（第六十四条の九第一項に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。）又は通算親法人との間に完全支配関係がある連

係がある通算子法人相互の関係をいう。

第三節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第三章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

附則

（定義）

第二条 同 上

一（十二の六）同 上

十二の六の七 連結親法人 第四条の二（連結納税義務者）の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。

十二の七 連結子法人 第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人をいう。

十二の七の二 連結法人 連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

十二の七の三（十二の七の六）同 上

十二の七の七 連結完全支配関係 連結親法人と連結子法人との間の完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下の号において同じ。）又は連結親法人との間に完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。

十二の八十五 省略

十六 資本金等の額 法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

十七 削除

十八 利益積立金額 法人の所得の金額で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十七の二 連結個別資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）の連結個別資本金等の合計額をいう。

十七の二 連結個別資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

十八 利益積立金額 法人（連結申告法人を除く。）の所得の金額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の二 連結利益積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の連結所得の金額（所得の金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の三 連結個別利益積立金額 連結利益積立金額のうち各連結法人（連結申告法人に限る。）に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

十八の四 連結所得 連結親法人及び連結子法人の所得をいう。

十九 省略

二十九 省略

十九の二 連結欠損金額 各連結事業年度の連結所得の金額の計算上当該連結事業年度の損金の額が当該連結事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

二十 省略

三十の二 連結中間申告書 第八十二条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書をいう。

三十二 連結確定申告書 第八十二条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十三 同上

三十四 同上

三十五 同上

十二の八十五 同上

十六 資本金等の額 法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人（以下この条において「連結申告法人」という。）を除く。）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

十七 連結資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）の連結個別資本金等の合計額をいう。

十七の二 連結個別資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

十七の二 連結個別資本金等の額 連結法人（連結申告法人に限る。）の所得の金額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八 利益積立金額 連結法人（連結申告法人を除く。）の所得の金額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の二 連結利益積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の連結所得の金額（所得の金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の三 連結個別利益積立金額 連結利益積立金額のうち各連結法人（連結申告法人に限る。）に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

十八の四 連結所得 連結親法人及び連結子法人の所得をいう。

十九 同上

二十 省略

三十五 省略

三十六 青色申告書 第百二十二条（青色申告）（第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号から第三十三号までに掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

三十七 省略

三十八 中間納付額 第七十六条（中間申告による納付）又は第一百四十八条の九（中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法告又は更正後の法人税の額）をいう。

三十九 省略

四十 決定 この編、次編第一章第一節（課税標準及びその計算）、第一百八十四条（欠損金の繰戻しによる還付）、第一百三十三条（更正等による所得税額等の還付）、第一百三十四条（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）、第一百三十五条第三項第三号及び第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）、第一百四十七条の三（更正等による所得税額等の還付）並びに第一百四十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十一～四十四 省略

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第七十五条の四（電子情報処理組織による申告）及び別表第二を除く。）の規定を適用する。

三十六 同上

三十七 青色申告書 第百二十二条（青色申告）（第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

三十七の二 同上

三十八 中間納付額 第七十六条（中間申告による納付）、第八十一条の二十六（連結中間申告による納付）又は第一百四十四条の九（中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）をいう。

三十九 同上

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節（課税標準及びその計算）、第一百三十三条（更正等による所得税額等の還付）、第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）、第一百三十五条第三項第三号及び第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）、第一百四十七条の三（更正等による所得税額等の還付）並びに第一百四十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十一～四十四 同上

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第七十五条の三（電子情報処理組織による申告）及び別表第二を除く。）の規定を適用する。

第二章の二 連結納税義務者

（連結納税義務者）

第四条の二 内国法人（普通法人又は協同組合等に限るものとし、次に掲げる法人を除く。）及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全

支配関係（連結除外法人（普通法人以外の法人、破産手続開始の決定を受けた法人、特定目的会社その他政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。）及び外国法人が介在しないものとして政令で定める関係に限る。以下この章において同じ。）がある他の内国法人（連結除外法人を除く。）の全てが当該内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、この法律の定めるところにより、当該内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。

- 一 清算中の法人
- 二 普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間に当該普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人
- 三 その他政令で定める法人

#### （連結納税の承認の申請）

**第四条の三** 前条に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人は、同条の承認を受けるようとする場合には、その承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の三月前の人までに、これらの法人の全ての連名で、当該期間の開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

**2** 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

- 一 連結予定法人（前項に規定する内国法人又は他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかがその申請を行つていないと。
- 二 その申請を行つてゐる法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。
- 三 その申請を行つてゐる連結予定法人につき次のいずれかに該当する事実があること。  
イ 連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に

行われ難いと認められること。

四 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が次条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われることが見込まれないこと。

八 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し等）の規定により前条の承認を取り消され、又は第四条の五第三項の承認を受けた日以後五年以内に前項の申請書を提出したこと。

二 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

三 第一項の申請につき同項に規定する内国法人に対して承認の処分があつた場合には、同項に規定する他の内国法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）の全てにつき、その承認があつたものとみなす。

4 第一項の申請書の提出があつた場合（第六項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があつた場合を除く。）において、第一項に規定する期間の開始の日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人の全てにつき、その開始の日においてその承認があつたものとみなす。

5 前二項の場合（第九項に規定する場合を除く。）において、前条の承認は、第一項に規定する内国法人及び他の内国法人の全てにつき、同項に規定する期間の開始の日以後の期間について、その効力を生ずる。

6 前条に規定する内国法人の設立事業年度（当該内国法人の設立の日に規定する期間の開始の日以後の期間について、その効力を生ずる。）が連結事業年度をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が連結申請特例年度（この項の規定の適用を受けて同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては第一項に規定する三月前の日を当該設立事業年度開始の日から一月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から二月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立年度申請期限」という。）とし、当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が連結申請特例年度である場合にあつては当該三月前の日を当該設立事業年度終了の日と当該翌事業年度終了の日から二月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立翌年度申請期限」という。）として、第一項の規定を適用する。

7

前項の規定は、同項に規定する内国法人が、設立年度申請期限又は設立翌年度申請期限までに同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

8

第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から二月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人（当該申請に係る連結申請特例年度開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）の全てにつき、当該二月を経過する日（当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が当該連結申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該二月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその承認があつたものとみなす。

9

第六項の規定の適用を受けて行つた第一項の申請につき前条の承認を受けた場合には、その承認は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずる。

一 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等（第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものをいう。第十一項において同じ。）を有する第一項に規定する他の内国法人（同条第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第一項に規定する他の内国法人 当該連結申請特例年度終了の日の翌日

二 第一項に規定する内国法人及び他の内国法人のうち、前号に掲げる法人以外の法人 連結申請特例年度開始の日

10

前条に規定する他の内国法人が連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（次項に規定する場合を除く。）には、当該他の内国法人については、当該完全支配関係を有することとなつた日（第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）（みなし事業年度）の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日の翌日。以下この項において同じ。）において前条の承認があつたものとみなす。こ

の場合において、その承認は、当該完全支配関係を有することとなつた日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

11

前条に規定する他の内国法人が連結申請特例年度において第六項の規定の適用を受けて同条の承認を受ける第一項に規定する内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合には、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日においてその承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

12

一 当該完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する当該他の内国法人（第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるものを除く。以下この号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人又は第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する前条に規定する他の内国法人当該連結申請特例年度終了の日の翌日（第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該翌日と当該前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日とのうちいずれか遅い日）

二 前条に規定する他の内国法人のうち、前号に掲げる法人以外の法人当該完全支配関係を有することとなつた日（第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日）

第一項の申請につき承認又は却下をする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （連結法人の帳簿書類の保存）

第四条の四 連結法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引等を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 国税庁長官、連結親法人の納税地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長は、必要があると認めるときは、連結法人に対し前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

#### (連結納税の承認の取消し等)

##### 第四条の五

連結法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、国税庁長官は、当該連結法人に係る第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消すことができる。この場合において、その承認が取り消されたときは、その承認は、その取り消された日以後の期間について、その効力を失うものとする。

- 一 連結事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと。
- 二 連結事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長の指示に従わなかつたこと。
- 三 連結事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。
- 四 第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。  
2 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、連結法人（第一号、第三号第六号及び第七号にあつてはこれらの規定に規定する連結親法人及びすべての連結子法人とし、第二号にあつては同号に規定する連結親法人とし、第四号及び第五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とする。）は、当該各号に定める日において第四条の二の承認を取り消されたものとみなす。この場合において、その承認は、そのみなされた日以後の期間について、その効力を失うものとする。
  - 一 連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたこと その生じた日
  - 二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこと そのなくなつた日
  - 三 連結親法人の解散 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）
  - 四 連結子法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限り）又は残余財産の確定 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）又はその残余財産の確定の日の翌日
  - 五 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号、前二号、次号又は第七号に掲

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第二条第二十九号の二（定義）、前条及び第十二条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）並びに第六章

六 連続親法人が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

七 連続親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

3| 連続法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて第四条の二の規定の適用を受けることをやめることができる。

4| 連続法人は、前項の承認を受けようとするときは、連続法人のすべての連名で、その理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を連結親法人の納稅地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

5| 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、第四条の二の規定の適用を受けることをやめることにつきやむを得ない事情がないと認めるとときは、その申請を却下する。

6| 連続法人が第三項の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日後の期間について、第四条の二の承認は、その効力を失うものとする。

7| 第一項の取消しの手続その他の前各項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

## 第二章の二 法人課税信託

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第四条の六 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第二条第二十九号の二（定義）、第四条（納稅義務者）及び第十二条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰

(納税地) 並びに第五編(罰則)を除く。以下この章において同じ。)の規定を適用する。

## 2 省略

(受託法人等に関するこの法律の適用)

### 第四条の三 省略

(受託者が二以上ある法人課税信託)

### 第四条の四 省略

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 内国法人に対する各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(内国法人の課税所得の範囲)  
第六条 連結法人に対する各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課する。

(内国法人の課税所得の範囲)  
第六条 連結親法人に対する各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課する。

(内国法人の課税所得の範囲)  
第六条 内国法人に対する各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第六条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第六条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

(退職年金業務等を行う内国法人の退職年金等積立金の課税)

第七条 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う内国法人に対する各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(退職年金業務等を行う内国法人の退職年金等積立金の課税)

第八条 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う内国法人に対する各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(外国法人の課税所得の範囲)

(属)並びに第六章(納税地)並びに第五編(罰則)を除く。以下この章において同じ。)の規定を適用する。

## 2 同上

(受託者が二以上ある法人課税信託)

### 第四条の七 同上

(受託者が二以上ある法人課税信託)

### 第四条の八 同上

### 2 同上

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 内国法人に対する各事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(内国法人の課税所得の範囲)

第六条 連結親法人に対する各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課する。

(内国法人の課税所得の範囲)

第六条 連結法人に対する各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課する。

(内国法人の課税所得の範囲)

第六条 内国法人に対する各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

## (退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税)

**第九条** 第百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、前条第一項の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

**第九条** 同上  
**第十条** 削除

## (退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税)

**第十条の二** 第百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、第九条第一項（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

## 第二節 課税所得の範囲の変更等

## 第十条 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該普通法人又は協同組合等が解散したものとみなして、第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定その他政令で定める規定を適用する。

**2** 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつた場合は、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第五十七条第一項（欠損金の繰越し）

**第十条の三** 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該普通法人又は協同組合等が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）

二 第八十二条第三十一第四項（連結欠損金の繰戻しによる還付）

**2** 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつた場合は、その該当することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。には、その有するこ

一 第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

二 第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

二 省略

**4 3** 省略  
恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有するこ

4 3  
同 同 上

ととなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定（以下この項において「対象規定」という。）を適用する。ただし、当該外国法人を合併法人とする適格合併による当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設による事業の移転その他の政令で定める事由による事業の移転を受けたことにより恒久的施設を有することとなつた場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業（その移転を受けた事業に限る。）に係る第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するときの対象規定の適用については、この限りでない。

#### 一 省 略

五	省	二
四	省	三
省	略	省
略	略	略

#### 5 省 略

#### （信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

##### 第十二条 省 略

#### 2 省 略

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

#### 4・5 省 略

#### （事業年度の特例）

第十四条 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める日終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事が生

一 同 上  
二 第百四十二条第二項の規定により第五十八条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定  
三 同 上  
四 同 同 上  
五 同 同 上  
六 同 同 上

#### 5 同 上

#### （信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

##### 第十二条 同 上

#### 2 同 上

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

#### 4・5 同 上

#### （みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人（第五号から第七号までにあつてはこれらに規定する他の内国法人とし、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十

じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

一 内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をしたこと その解散の日

二 法人が事業年度の中途において合併により解散したこと その合併の日の前日

一号及び第十六号にあつてはこれらの規定に規定する連結法人とし、第十四号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一 内国法人（連結子法人を除く。）が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合 その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

二 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合（第十号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

三 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第五号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

四 連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でない場合（次号から第七号までに掲げる場合を除く。） その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間

五 第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。以下この条において同じ。）がある第四条の二に規定する内国法人が第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した場合連結申請特例年度（同条第六項に規定する連結申請特例年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、その連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）

六 第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度の中途中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該完全支配関係を有することとなつた日（以下この号において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間及び当該加入日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

七 第四条の二に規定する他の内国法人が連結申請特例年度の中途中において同条に規定する内国法人（第四条の三第六項の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した法人に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合（当該完全支配関係を有することとなつた日（以下この号において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、当該加入日からその連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）

八 連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（次号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに掲げる場合を除く。）

九 その連結事業年度開始の日からその有しなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十 連結子法人が連結事業年度の中途において破産手続開始の決定を受けた場合（その連結事業年度開始の日から破産手続開始の決定の日までの期間、破産手続開始の決定の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

十一 連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたことにより、連結法人が連結事業年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人に

よる完全支配関係を有することとなつた場合 その連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなつた日（以下この号において「支配日」という。）の前日までの期間、当該支配日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十二 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併（合併による解散を除く。）をした場合 その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十三 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散した場合 その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間、合併の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十四 連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなつたことにより連結法人が当該連結親法人のみとなつた場合 その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

十五 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなつた場合 その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十六 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、連結法人の連結事業年度の中途中において当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたとき その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十七 連結法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合 その取り消された日

(以下この号において「取消日」という。)の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

三 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始したこと(人格のない社団等につては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。)その開始した日の前日

四 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつたこと又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつたことその事実が生じた日の前日

五 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したことその残余財産の確定の日

六 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したことその継続の日の前日

七 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつたことその有することとなつた日の前日

八 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつたことその有しないこととなつた日の前日

九 恒久的施設を有しない外国法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第一項第四号(国内源泉所得)に規定す

(以下この号において「取消日」という。)の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 連結子法人が第四条の五第三項の承認を受けた場合その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十九 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始したこと(人格のない社団等につては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。)その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間

二十 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつた場合その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいづれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十一 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合(第十号に掲げる場合を除く。)その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

二十二 清算中の内国法人(連結子法人を除く。)が事業年度の中途において継続した場合その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

二十三 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつた場合その事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間及びその有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十四 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつた場合その事業年度開始の日からその有しないこととなつた日までの期間及びその有しないこととなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

二十五 恒久的施設を有しない外国法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第一項第四号(国内源泉所得)に規